



教員が子供たちと向き合う時間を確保するため、 学校（園）における働き方改革を推進しています。

背景

- ・ 子供たちと向き合うための時間や、授業の質を高めるための授業準備の時間を十分に確保できるよう、学校・教員の役割や働き方を見直し、教員の長時間勤務を早急に改善することが必要です。
- ・ 平成31年3月、区は「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン」を策定し、これまで以下の取組を進めてきました。

これまでの区の主な取組

教員の業務改善に向けた人材の配置

- ・ 事務、施設管理など、副校長が行っている業務のうちの一部を行う副校長補佐を各学校に配置しています。
- ・ 学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備や採点業務の補助などの教員が行う業務を支援するスクール・サポート・スタッフを各学校に配置しています。
- ・ 児童生徒に対する授業中や日常生活上の支援などを行う学校生活支援員を各学校に配置しています。

教員の業務を軽減する環境整備

- ・ 学校徴収金や出退勤の管理システムを導入し、副校長や教員の事務負担を軽減しています。
- ・ 教員用のタブレット端末を配備し、授業準備等をしやすい環境を整えています。
- ・ 年5日程度、学校休務日を設定し、教員の休暇取得促進を図っています。
- ・ 各学校が法的な相談を行うことができるスクールロイヤーや夜間等の施設管理を行う学校施設管理員を導入しています。

部活動のあり方の見直し

- ・ 令和2年3月、「練馬区立中学校部活動のあり方に関する」方針を策定しました。
- ・ 方針では、週当たり2日以上以上の休養日をつけること、長くとも平日は2時間程度、週休日および長期休業中は3時間程度の活動時間とすることとしています。
- ・ 生徒、保護者等にアンケートを実施し、部活動の地域移行に向けた検討を進めています。

現 状

- ・ 練馬区において、国が目標とする、勤務時間以外の在校時間が年間360時間以内の教員は、小学校で33.7%、中学校で27.2%にとどまっています。
- ・ 小学校で12.0%、中学校で30.4%の教員が勤務時間以外の在校時間が年間720時間を超えています。（令和4年度 区調査結果より）



練馬区の学校（園）は、 令和6年度から3点の取組を進めます！



【取組1】電話機の応答メッセージ設定時刻の変更（幼・小・中）

- ・原則、勤務時間終了の16時45分に設定します。（朝は8時頃解除となります）※1
- ・中学校では、部活動等がある場合、全生徒が下校してから30分後（おおむね18時30分頃）に設定します。
- ・お子様の交通事故や所在不明等の緊急時には警察や消防に直接ご連絡ください。
- ・その他、緊急時は、練馬区役所代表電話までお問い合わせください。※2

区代表電話 (03)3993-1111



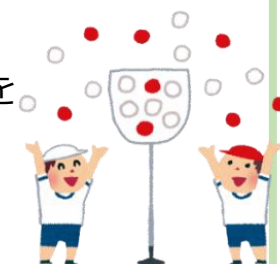
※1 勤務時間は学校（園）によって異なります。

※2 時間帯等によっては、翌日以降の対応となることもあります。

令和6年2月13日（火）から
3月29日（金）までを試行期間とします。

【取組2】土曜授業日の見直し（小・中）

- ・これまで年間で8回第二土曜日に実施していた土曜授業（振替休業日なし）を、年間4回に変更します。
- ・第二土曜日の授業を実施する月は、各学校が設定します。
- ・第二土曜日の授業は、引き続き、原則学校公開となります。
- ・近隣の小中学校や地域との兼ね合いにより、第二土曜日以外の土曜日に実施することもあります。
- ・その他、運動会等の学校行事を土曜日に行うことがあります。（各学校で設定）



【取組3】通知表の所見の記載の見直し（小・中）

- ・これまで学校ごとに定めていた通知表の所見の記載について、年度末の1回とします。
- ・1学期および2学期については、個人面談や保護者会等で保護者の皆様やお子様に直接学習や生活の様子をお伝えします。（各学校で実施時期および内容等を設定します）
- ・各教科の評価については、引き続き、毎学期の通知表の中で伝えます。



子供たちの笑顔のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



【問い合わせ】練馬区教育委員会 教育振興部 教育指導課 電話(03)5984-5759